外国人留学生の大学入学案内

岐　阜　大　学

目　次

１．日本の学校教育制度

１－１ 日本の大学 ２

１－２ 大学の学部等 ２

１－３ 大学院 ３

１－４ 研究生等 ４

２．岐阜大学について

２－１ 学部 ５

２－２ 学年／学期 ６

２－３ 学部への出願資格 ６

２－４ 学部への出願手続及び入学試験 ６

２－５ 大学院研究科及び専攻 ７

２－６ 大学院への出願資格 ７

２－７ 大学院への出願手続及び入学試験 ８

２－８ 研究生 ９

２－９ 学費 ９

２－１０ 留学生センター ９

２－１１ 国際交流会館 １０

３．日本への渡航及び日本での滞在のための手続き

３－１ 旅券 １１

３－２ 在留資格認定証明書 １１

３－３ 在留資格 １２

３－４ 査証 １２

参考

１　　学部への入学 １３

２　　大学院研究科への入学 １４

３　　留学生の受入れ制度について １５

４　　岐阜大学の大学間交流協定締結校 ２０

５　　入学に関しての情報の問い合わせEメールアドレス ２１

１．日本の学校教育制度

日本の学校教育制度は、小学校６年、中学校３年、高等学校３年、大学（学部４年、学部卒業後進学する大学院５年）を中心として、このほか、小学校前の幼稚園、中学校卒業後進学する高等専門学校５年、高等学校卒業後進学する短期大学２年からなっています。

小学校は、満６歳から入学し、中学校までの９年間は義務教育となっています。

１－１　日本の大学

日本の大学は設置者の別によって国立大学法人、公立、私立の３種類に分れ、みな一定の基準によって設立されており、同じ水準の教育を行っています。このうち国立大学法人大学は、日本全国の各都道府県に１つ以上あり、公立、私立大学も広く全国に分布しています。地方の大学には、その地域の産業や伝統に結びついた特色のある大学が多くあります。

現在、大学の数は約７５０以上あり、このうち約７４％が大学院を設置しています。（大学の種類や特色等詳細については、あなたの国にある日本公館等に照会してください。）

１－２　大学の学部等

（Ａ）学部・学科

大学は通常いくつかの学部から成り立っています。学部は、その専攻分野によっていくつかの学科、又は課程に分かれています。

（Ｂ）入学資格

大学に入学することができる者は、通常の課程による１２年（日本は初等教育６年、中等教育６年計１２年）の学校教育を修了した者（いわゆる高等学校を卒業した者以上の学歴を有する者）又は、これと同等以上の学力があると認められた者に限られています。

（Ｃ）学年暦

大学の学年暦は、毎年４月１日から始まり、翌年の３月３１日に終わります。この１年間を前期、後期に分けた２学期制をとっていて、履修方法や授業科目もこれに従って計画されております。しかし、科目によっては、通年制をとっている場合もあります。

（Ｄ）授業科目

大学の授業科目は、その内容によって、教養科目と、専門教育科目に分かれています。また、授業科目は、学部・学科によって必修科目と選択科目があります。

（Ｅ）単位

大学では単位制度をとっています。（医学・歯学の場合を除く。）学生が単位を修得するには、その科目を履修したのち、所定の試験に合格しなければなりません。

（Ｆ）卒業要件

大学を卒業するためには、大学に４年間以上（医学・歯学及び獣医学の場合は６年間以上）在学し、大学で定める必要単位以上を修得しなければなりません。卒業に必要な単位数は、大学により異なりますが、多くの大学では、卒業するまでに最低１２４単位以上（医学・歯学及び獣医学の場合を除く。）修得することが必要とされているのが普通です。

（Ｇ）学士の学位

大学を卒業した者は、その留学生が専攻した分野によって、学士の学位が授与されます。

１－３　大学院

（Ａ）修士課程と博士課程

大学院は、２年間の修士課程と通常はこれに続く３年間の博士課程から成っています。ただし、医学及び歯学については、特定の大学を除き修士課程はなく、４年間の博士課程だけがあります。また、大学によっては修士課程を博士課程の前期課程、博士課程を博士課程の後期課程と称するところもあります。

（Ｂ）研究科

大学院は、通常専門分野ごとに分かれたいくつかの研究科から成っています。

（Ｃ）入学資格

大学院修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、１６年の学校教育を修了した者（大学を卒業した者）又は、これと同等以上の学力があると認められた者に限られています。大学院医・歯・獣医学博士課程に入学することができる者は、１８年の学校教育を修了した者（大学を卒業した者）又は、これと同等以上の学力があると認められた者に限られています。大学院博士後期課程に入学することができる者は、修士の学位に相当する学位を授与された者に限られています。

（Ｄ）単位

大学院も学部の場合と同様に単位制度をとっています。

（Ｅ）学位

修士課程に２年以上在学し専攻科目についての必要単位３０単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び試験に合格すれば修士の学位が取得できます。また、博士課程に５年以上（修士課程修了者にあっては３年以上、医学又は歯学の研究科では４年以上）在学し、専攻科目について必要単位（３０単位以上）を修得し、かつ博士論文の審査及び試験に合格すれば博士の学位が取得できます。

１－４　研究生等

大学には、正規学生のほか、研究生等として在学する制度がありますが、入学資格は正規学生とほぼ同様です。研究留学生の場合、原則として当初はこれらの資格で入学することとなります。研究生等の場合は、学士号や学位を得ることはできません。

〔注〕以上、日本の学校教育制度や大学（学部及び大学院等）の一般的な説明をしましたが、それぞれの大学が特色のある教育を行うために入学試験の時期・学年暦・授業科目・単位数・卒業（修了）要件・研究生制度等、大学によって多少異なっているため、詳細については、それぞれの大学に照会してください。

２．岐阜大学について

２－１　学部

本学には、教育学部、地域科学部、医学部、工学部、応用生物科学部の５学部があります。

学　　部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成25.5.1現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学部等 | 学科・課程 | 講座等 |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程  特別支援学校教員養成課程 | 国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、学校教育、特別支援教育 |
| 地域科学部 | 地域政策学科 | 産業・まちづくり、自治政策、環境対策 |
| [地域文化学科](http://www.gifu-u.ac.jp/view.rbz?nd=257&cd=1265&ik=1&cf=1&pnp=159#02) | 生活・社会、人間・文化 |
| 医学部 | 医学科 | 人体構造学、代謝・機能学、遺伝・発生・発達学、病原体学、薬理・中毒学、病理学、神経・精神・行動学、消化器・検査医学、内分泌代謝学、血液学、循環器・呼吸器学、腎・尿路学、運動器学、皮膚科学、感覚器医学、免疫応答学、産科婦人科学、麻酔・救急・疼痛学、放射線医学、地域・産業保健学、生命倫理・法医学 |
| 看護学科 | 基礎看護学、母子看護学、成人・老年看護学、地域・精神看護学 |
| 工学部 | 社会基盤工学科 | 環境、防災 |
| 機械工学科 | 機械、知能機械 |
| 化学・生命工学科 | 物質化学、生命科学 |
| 電気電子・情報工学科 | 電気電子、情報、応用物理 |
| 応用生物科学部 | 応用生命科学課程  生産環境科学課程  共同獣医学科 | 食品生命科学、分子生命科学  応用植物科学、応用動物科学、環境生態科学 |

２－２　学年／学期

学年は、次の２学期に分かれています。

前学期　　　４月１日から　　９月３０日まで

後学期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

なお、医学部医学科第２年次から第６年次までにあっては、次の３学期に分かれています。

１学期　　　４月１日から　８月３１日まで

２学期　　　９月１日から１２月３１日まで

３学期　　　１月１日から　３月３１日まで

２－３　学部への出願資格

（１）日本国籍を有しない者

（２）次のいずれかに該当する者

①外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者及び出願の年度の３月３１日までに修了見込みの者

②①に準ずる者で文部科学大臣の指定した者（昭和５６年文部省告示第１５３号）

③スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、出願の年度の３月３１日までに１８歳に達するもの

④ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、出願の年度の３月３１日までに１８歳に達するもの

⑤フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、出願の年度の３月３１日までに１８歳に達するもの

（３）独立行政法人日本学生支援機構が主催し実施する「日本留学試験」について、志望する学部・学科が指定する教科・科目を受験した者

□６月又は１１月の試験のどちらかの成績を利用する。

□また、別途ＴＯＥＦＬを課す学部・学科がある。

「日本留学試験」についての問い合わせ先

あなたの国の日本公館又は「独立行政法人日本学生支援機構」

E-mail:eju@jasso.go.jp

（４）日本の出入国管理及び難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者又は入学時までに有する見込みのある者

２－４学部への出願手続及び入学試験

本学の学務部入試課から、募集要項※を取り寄せてください。出願手続及び入学試験についての詳しいことは募集要項に書いてあります。募集要項に書いてある手続に従って出願書類を学務部入試課へ郵送してください。出願書類が受け付けられると受験票が発送されます。この受験票を持って、募集要項に書いてある日時、場所で入学試験を受けてください。合格者の発表日時、場所も募集要項に書いてあります。また、合格者には郵便で合格の通知をします。

※[*http://www.gifu-u.ac.jp/*](http://www.gifu-u.ac.jp/)

*岐阜大学トップページ　－　受験希望の方へ　－　募集要項・大学学部パンフレット*

を参照してください。

２－５大学院研究科及び専攻

大学院研究科及び専攻は下記のとおりです。

大学院

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究科 | 課程 | 専攻 |
| 教育学研究科 | 教職大学院課程 | 教育実践開発専攻 |
| 修士課程 | 心理発達支援専攻、カリキュラム開発専攻、教科教育専攻 |
| 地域科学研究科 | 修士課程 | 地域政策専攻、地域文化専攻 |
| 医学系研究科 | 博士課程 | 医科学専攻 |
| 博士前期課程 | 再生医科学専攻 |
| 博士後期課程 | 再生医科学専攻 |
| 修士課程 | 看護学専攻 |
| 工学研究科 | 博士前期課程 | 社会基盤工学専攻、機械システム工学専攻、応用化学専攻、電気電子工学専攻、生命工学専攻、応用情報学専攻、機能材料工学専攻、人間情報システム工学専攻、数理デザイン工学専攻、環境エネルギーシステム専攻 |
| 博士後期課程 | 生産開発システム工学専攻、物質工学専攻、電子情報システム工学専攻、環境エネルギーシステム専攻 |
| 応用生物科学研究科 | 修士課程 | 応用生命科学専攻、生物環境科学専攻 |
| 連合農学研究科 | 博士課程 | 生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻 |
| 連合獣医学研究科 | 博士課程 | 獣医学専攻 |
| 連合創薬医療情報研究科 | 博士課程 | 創薬科学専攻、医療情報学専攻 |

（備考）連合農学研究科は、本学、静岡大学が連携協力する連合大学院です。連合獣医学研究科は、本学、帯広畜産大学、岩手大学及び東京農工大学が連携協力する連合大学院です。連合創薬医療情報研究科は、本学、岐阜薬科大学が連携協力する連合大学院です。

２－６　大学院への出願資格（詳細は次ページの志望する研究科へ問い合わせ願います。）

大学院研究科の修士課程及び博士課程に入学を希望する者は、以下に述べる資格をもち、大学院研究科が実施する入学試験を受けることが必要です。

外国人留学生に対する入学試験は、毎年各研究科において行われます。

出願手続き及び入学試験については２－７で説明します。

（１）修士課程（博士前期課程）

修士課程に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければなりません。

①　大学を卒業した者及び出願する年度の３月卒業見込みの者

②　学校教育法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者及び出願する年度の３月までに授与見込みの者

③　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

④　外国において学校教育における１６年の課程を修了した者及び出願する年度の３月修了見込みの者

⑤　その他本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、入学時に２２歳以上に達する者

（２）博士課程（博士後期課程）

博士課程に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければなりません。

①　修士の学位を有する者及び出願する年度の３月までに修士の学位を取得見込みの者

②　外国の大学において修士の学位に相当する学位を授与された者

③　文部大臣の指定した者（平成元年文部省告示第１１８号）

④　その他本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（医科学専攻のみ）

①　大学における医学、歯学又は修業年限６年の獣医学を履修する課程を卒業した者及び出願する年度の３月卒業見込みの者

②　外国において学校教育における１８年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者及び出願する年度の３月修了見込みの者

③　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者及び出願する年度の３月修了見込みの者

２－７　大学院への出願手続及び入学試験

本学の各大学院入試担当係から、募集要項※を取りよせてください。出願手続き及び入学試験についての詳しいことは募集要項に書いてあります。募集要項に書いてある手段に従って出願書類を各研究科入試担当係へ郵送してください。出願書類が受付けられると受験票が発送されます。この受験票を持って、募集要項に書いてある日時、場所で入学試験を受けてください。

合格者の発表日時、場所も募集要項に書いてあります。また、合格者には郵便で合格の通知をします。

※募集要項請求先

教育学研究科　　　　　　〒501-1193　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学教育学部学務係

地域科学研究科　　　　　〒501-1193　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学地域科学部学務係

医学系研究科　　　　　　〒501-1194　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学医学部医学科学務係

　　　　　　　　　　　　〒501-1194　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学医学部看護学科学務係

工学研究科　　　　　　　〒501-1193　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学工学部入試係

応用生物科学研究科　　　〒501-1193　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学応用生物科学部学務係

連合農学研究科　　　　　〒501-1193　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学応用生物科学部連合農学係

連合獣医学研究科　　　　〒501-1193　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学応用生物科学部連合獣医学係

　 連合創薬医療情報研究科　〒501-1194　岐阜市柳戸1番1　岐阜大学医学部連合創薬係

２－８　研究生

本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、各学部において選考の上、入学を許可することがあります。

入学の時期は、原則として学期の初めです。入学の許可は各学部・研究科の選考に基づいて学長が行います。在学期間は原則として１年ですが、特別な事情がある場合は、延長を認めることがあります。

２－９　学費

本学の入学検定料及び入学料の額並びに授業料の額は、下記のとおり定めています。

（２０１３年度）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 授　業　料 | 入　学　料 | 検　定　料 |
| 学部学生  大学院学生  研究生 | （年額）　535,800円  （年額）　535,800  （月額）　 29,700 | 282,000円  282,000  84,600 | 17,000円  30,000  9,800 |

２－１０　留学生センター

外国人留学生の日本語教育や留学生指導を行うセンターとして、岐阜大学留学生センターがあります。留学生関係の公的な事務を取り扱う学術国際部国際企画課留学生支援室及び各学部や研究科の学務係等と協力して、留学生支援に携わっています。

（１）日本語・日本文化教育

留学生センターで行っている日本語・日本文化教育には、次の7つのコースやプログラムがあります。

（ａ）予備教育のための日本語研修（国費外国人留学生、研究生などを対象とする、大学院入学前及び教員研修留学生のための日本語予備教育）

（ｂ）日本語研修コース（大学院生，研究生等を対象とした日本語教育）

（ｃ）日韓共同理工系学部留学生プログラム（日韓共同理工系学部留学生が岐阜大学工学部等に入学するための予備教育）

（ｄ）日本語・日本文化研修コース（国費外国人留学生及び交流協定校の交換留学生対象）

（ｅ）日本社会文化プログラム（交流協定校の交換留学生対象、単位認定プログラム）

（ｆ）学部留学生対象日本語・日本事情　（学部在籍外国人留学生対象、単位認定科目）

十分な日本語能力（N1級程度）があれば、協定校からの交換留学生も受講することができます。

（ｇ）夏期短期留学プログラム（交流協定校の学生を対象）

上記のうち（ｂ）コースは、岐阜大学に在籍する留学生（学部生は除く）への日本語教育として、集中コースと一般コースの2コースを開講しています。日本語研修コースは初級から中級まで４レベルに分かれています。４月と１０月に実施されるテストによってクラス分けを行ない、主として文法力と会話力を養成します。

（２）留学生指導

留学生センターでは、外国人留学生の修学や生活に関する相談や指導・助言を行っています。新入生オリエンテーションの企画・運営の他、日本人学生あるいは地域住民との交流推進の活動も行っています。

（３）交流ラウンジ

留学生センター内に交流ラウンジがあり、日本人学生との交流、学生チューターによる修学上の相談や助言が受けられるほか、パソコンを活用した情報収集もできます。

２－１１　国際交流会館

この会館は、外国人留学生及び外国人研究者の居住の用に供し、もって本学が推進する諸外国との研究・教育上の国際交流に寄与することを目的として建てられたものです。

概要

所在地　〒５０１－１１９３　岐阜市柳戸１番１

施設　Ａ棟　鉄筋コンクリート４階建

単身室（１４～１５㎡）　３１室

夫婦室（３６㎡）　　　　　２室

家族室（５４㎡）　　　　　３室

Ｂ棟　鉄筋コンクリート５階建

単身室（１２㎡）　　　　３８室

夫婦室（３５㎡）　　　　１２室

家族室（５２㎡）　　　　　４室

多目的ホール、談話室、補食室、洗濯室等

各室には、ベッド、机、椅子、洋服タンス、本棚、食器戸棚、ユニットバス（Ａ棟のみ）、エアコン、電気冷蔵庫等が備え付けてあります。

入居を希望する方は、学術国際部国際企画課留学生支援室でお尋ねください。

３．日本への渡航及び日本での滞在のための手続き

あなたが、留学生として日本に渡航するためには、旅券の発給や査証を受けるなど、あなたが国を出発するまでにいろいろな手続きが必要ですが、そのうち特に必要と思われる手続きについて説明します。

３－１　旅券

旅券はあなたの国の政府から発行されるもので、外国に旅行をする際には、必ずこれを携行しなければなりません。この交付は、国により日時を要するところもありますので、出発時期に間に合うよう、あなた自身で、できるだけ早くあなたの国の政府に対して交付申請の手続きを行ってください。

３－２　在留資格認定証明書

日本に入国する際「留学」の在留資格を得るためには、「査証」と「在留資格認定証明書」とが必要です。「査証」については３－４で説明しますが、「査証」を受けるためには「在留資格認定証明書」が必要です。

「在留資格認定証明書」は、日本の法務省から発行されるもので、日本に居住しているあなたの保証人に代理申請をしてもらい保証人から受けとります。この証明書により留学生として日本へ入国するための「査証」及び「在留資格」も受けることができます。この証明書は、日本に入国する際にも必要ですから大切に保管し、自国を出発する時には、必ず持参してください。次に「留学」の「在留資格認定証明書」を得るための手段について正規課程（学部・大学院研究科）に入学する場合と研究生として入学する場合とに分けて説明します。

（１）正規課程（学部・大学院研究科）に入学する場合

学部に入学するには、２－３で説明したように、日本学生支援機構が実施する日本留学試験及び本学が実施する入学試験を受けて合格しなければなりません。また、大学院研究科修士課程又は博士課程へ入学するには、２－６で説明したように、本学大学院の各研究科が実施する入学試験を受けて合格しなければなりません。入学試験を受けるには、日本に入国しなければなりませんが、受験の目的だけでは「留学」の在留資格認定証明書は与えられません。従って、他の在留資格（例えば、受験目的の「短期滞在」又は「文化活動」など）で日本に入国し、入学試験を受けてください。

なお、他の在留資格で入国し、受験後も日本に在留している場合は、本学からの入学許可書を持参の上、日本の入国管理局で在留資格の変更手続きをしてください。

しかし、この変更手続きは、なかなか面倒で、場合によっては、一度日本から出国しなければならない等、非常に日数がかかります。本学の入学時期に間に合うように、入学許可書を受け取ったら直ちに変更手続きをしてください。

また、大学院研究科修士課程又は博士課程へ入学するため、まず、研究生として入学し、その後、入学試験を受ける場合には、研究生として入学する際に「留学」の在留資格を取得の上、在留することとなりますので、変更の手続きは必要ありません。

研究生として入学する場合の手続きは、次に説明します。

（２）研究生として入学する場合

２－９で述べたように、研究生としての選考に合格し、入学手続きを行った者には、入学許可証が交付されます。この入学許可証を持って、日本に居住しているあなたの身元保証人があなたの代理として、日本の入国管理局へ赴き、「在留資格認定証明書」の代理申請をします。「在留資格認定証明書」の発行がありましたら、これを保証人から受け取ってください。

３－３　在留資格

あなたが日本に上陸する際には、入国審査官により「旅券」と「在留資格認定証明書」の確認が行なわれ「在留資格」及び「在留期間」が決定されます。

「在留資格」及び「在留期間」は、日本の法律「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」といいます。）によって、日本に入国しようとする目的に沿った資格や期間が定められています。入国後は「在留資格」以外の活動が禁止されています。

３－４　査証

政府から旅券を受け取ったら、その旅券と、日本において発行された上記の在留資格認定書を持参して、あなた自身が日本公館へ行き、日本入国に必要な査証を受けてください。

「留学」の査証を受けるには、学部（正規課程）へ入学を希望する場合には、まず、日本にある日本語教育機関へ入学することを、また、大学院研究科の修士課程又は博士課程へ入学を希望する場合には、まず研究生として学部又は大学院研究科に入学することを勧めます。

１　学部への入学

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本　　　　　　人 | （１）照会  （２）回答 | 在外公館及び  日本学生支援機構 |
| （５）渡日  （４）回答  （３）照会 |  |  |
| 日本語教育学校（１年間程度） |  |  |
|  |  |  |
| 日　本　留　学　試　験 |  |  |
|  |  |  |
| 岐阜大学私費外国人留学生  入　　学　　試　　験 |  |  |
|  |  |  |
| 岐　　阜　　大　　学 |  |  |

２　大学院研究科への入学

岐 阜 大 学 大 学 院

岐阜大学大学院入学試験

研　　　究　　　生

本　　　　　人

(1)　　　　　　　(2)　　　 　(3)

渡　　日

照　　会

回　　答

岐　阜　大　学

大学院各研究科

３　留学生の受入れ制度について

（岐阜大学に該当する主なもの）

１．国費外国人留学生

（１）国費外国人留学生の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | | 海外からの採用 | | 国内採用 |
| 大使館推薦 | 大学推薦 |
| 大学院レベル | 研究留学生 | ○ | ○ | ○  （大学院正規） |
| 教員研修留学生 | ○ | × | × |
| 学部レベル | 学部留学生 | ○ | × | × |
| 日本語・日本文化研修留学生 | ○ | ○ | × |

○印募集・選考を実施しているもの。

×印募集・選考を実施していないもの。

（２）大使館推薦による国費外国人留学生の募集・選考の過程

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区  分 | 時期 | | 過　程 | 担当機関 | 内容等 |
| 日本語・日本文化研修留  学生、教員研修留学生 | 学部留学生、研究留学生、  （　）は研究留学生の１０月渡日 |
| 渡　日　前 | 前年  １２月  ３月～４月  ６月  ７月  ９月 | ３月  ６～８月  １０月  翌２月  （７月）  翌３月  （９月） | 募集  ↓  第一次選考  ↓  第二次選考  ↓  採用通知  ↓  入国手続き  ↓ | 外務省（在外日本公館）  当該国政府  外務省（在外日本公館）  （国により当該国が予備選考実施）  文部科学省  ↓  大学との受入れ協議  文部科学省  ↓  外務省（在外日本公館）  文部科学省  外務省（在外日本公館） | 書類審査  筆記試験・面接  選考委員会による書類選考  航空券送付  入国査証取得 |
| 在　日　中 | １０月 | 翌４月  （10月） | 渡日  ↓  日本語教育  ↓  専門教育  ↓ | 日本学生支援機構  指定日本語教育施設  岐阜大学各学部等 | 出迎え |
| 帰　国　後 |  |  | 帰国  ↓  フォローアップ | 日本学生支援機構  大学等 | 学会誌等の送付 |

※　大使館推薦による留学に関する問合せ先は、外務省（在外日本公館）です。

（３）大学推薦による国費外国人留学生の募集・選考の過程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 | 研究留学生 | 日本語・日本文化研修留学生 |
| 前年  １１月  ２月  ５月  １０月 | 文部科学省から大学あて募集通知  各大学にて推薦者を選考し、候補者を文部科学省へ提出  文部科学省で採用者決定  国費留学生に採用 | 文部科学省から大学あて募集通知  各大学にて推薦者を選考し、候補者を文部科学省へ提出  文部科学省で採用者決定  国費留学生に採用 |

※文部科学省のホームページをご覧ください。

（４）国内採用による国費外国人留学生の募集・選考の過程

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 研究・学部留学生 |
| １１月  １２月  ３月  ４月 | 文部科学省から大学あて募集通知  各大学にて推薦者を選考し、候補者を文部科学省へ提出  文部科学省で採用者決定  国費留学生に採用 |

※文部科学省のホームページをご覧ください。

２．私費外国人留学生受入れ過程

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 受　入　過　程 | | 担　当　機　関 | 内　容　等 |
| 渡日後に日本留学試験を  受ける場合 | 渡日前に日本留学試験を  受け入学許可を得る場合 |
| 渡　日　前 | 留学相談  ↓  入国手続き  ↓ | 留学相談  ↓  日本留学試験  ↓  入国手続き  ↓ | 外務省（在外日本公館）  日本学生支援機構  大学等  日本学生支援機構  外務省（在外日本公館）  法務省（地方入国管理局） | 留学に関する情報提供  照会先  日本学生支援機構留学生事業部留学試験課  査証発給  在留資格認定証明書 |
| 在　日　中 | 渡日  ↓  日本語教育学校  （１年程度）  ↓  日本留学試験  ↓  （入学選考）  ↓  専門教育  ↓ | 渡日  ↓  専門教育  ↓ | 日本学生支援機構  岐阜大学  岐阜大学各学部等 | 照会先  日本学生支援機構  留学生事業部  留学試験課  私費外国人留学生特別選抜試験 |

※私費外国人留学生特別選抜試験については、入学希望学部（２１ページ参照）へ問い合せてください。

３．外国政府派遣留学生

近年、諸外国の中には、当該国における人材養成を推進するため、当該国政府の経費負担により留学生を派遣することとし、日本政府に対し、その受入れについての協力を要請するところがあります。日本政府では、国際協力を積極的に推進する立場から、これらの要請に応じて大学に斡旋依頼等を行い、大学では留学生の受入れ等の協力を行っています。

※この件に関する問合せ先は、当該国政府です。

４．岐阜大学の大学間交流協定締結校 （平成25.4.1現在）

カンピーナス大学（ブラジル） 〔協定締結 昭和 59. 8. 27〕

サンディエゴ州立大学（米国） 〔協定締結 昭和 60. 5. 7〕

浙江大学（中国） 〔協定締結 昭和 61. 4. 21〕

広西大学（中国） 〔協定締結 昭和 61. 4. 24〕

電子科技大学（中国） 〔協定締結 昭和 61. 7. 21〕

江南大学（中国） 〔協定締結 昭和 61. 9. 3〕

中国医科大学（中国） 〔協定締結 昭和 62. 8. 15〕

ルンド大学（スウェーデン） 〔協定締結 昭和 62. 9. 12〕

ノーザンケンタッキー大学（米国） 〔協定締結 平成 2. 9. 26〕

ソウル科学技術大学（韓国） 〔協定締結 平成 4. 3. 19〕

グリフィス大学（オーストラリア） 〔協定締結 平成 7. 3. 3〕

ユタ大学（米国） 〔協定締結 平成 9. 5. 28〕

ユタ州立大学（米国） 〔協定締結 平成 9. 5. 29〕

ハノイ工科大学（ベトナム） 〔協定締結 平成 10. 6. 26〕

ウェストヴァージニア大学（米国） 〔協定締結 平成 10. 12. 16〕

カセサート大学（タイ） 〔協定締結 平成 11. 8. 5〕

内蒙古農業大学（中国） 〔協定締結 平成 12. 8. 8〕

シドニー工科大学（オーストラリア） 〔協定締結 平成 12. 8. 14〕

パンノン大学（ハンガリー） 〔協定締結 平成 13. 3. 2〕

アンダラス大学（インドネシア） 〔協定締結 平成 13. 4. 23〕

バングラデシュ農業大学（バングラデシュ） 〔協定締結 平成 13. 8. 23〕

エルフルト大学（ドイツ） 〔協定締結 平成 14. 12. 4〕

吉林大学（中国） 〔協定締結 平成 15. 5. 20〕

チェンマイ大学（タイ） 〔協定締結 平成 15. 8. 4〕

ダッカ大学（バングラデシュ） 〔協定締結 平成 16. 6. 17〕

モンクット王トンブリ工科大学（タイ） 〔協定締結 平成 17. 1. 10〕

華僑大学（中国） 〔協定締結 平成 17. 3. 29〕

同済大学（中国） 〔協定締結 平成 18. 3. 16〕

ランポン大学（インドネシア） 〔協定締結 平成 18. 4. 25〕

ポートランド州立大学（米国） 〔協定締結 平成 18. 6. 19〕

内蒙古大学（中国） 〔協定締結 平成 19. 2. 6〕

木浦大学（韓国） 〔協定締結 平成 20. 2. 26〕

シバジ大学（インド） 〔協定締結 平成 20. 3. 18〕

バイロイト大学（ドイツ） 〔協定締結 平成 20. 8. 22〕

西南交通大学（中国） 〔協定締結 平成 20. 9. 5〕

ベンハー大学（エジプト） 〔協定締結 平成 21. 3. 18〕

高麗大学（韓国） 〔協定締結 平成 22. 1. 15〕

カウナス工科大学（リトアニア） 〔協定締結 平成 22. 3. 8〕

コロラド州立大学（米国）　　　　　　　　　　 〔協定締結 平成 22. 8. 13〕

ボゴール農業大学（インドネシア）　　　　　　 〔協定締結 平成 22. 12. 2〕

内蒙古師範大学（中国）　　　　　　　　　　　 〔協定締結 平成 23. 6. 8〕

ヴィータウヌス・マグヌス大学（リトアニア） 　〔協定締結 平成 24. 1. 19〕

ガジャマダ大学（インドネシア）　　　　　　　 〔協定締結 平成 24. 9. 13〕

シドニー大学（オーストラリア）　　　　　　　 〔協定締結 平成 24. 12. 5〕

５．入学に関しての情報の問い合わせＥメールアドレス一覧

岐阜大学教育学部学務係 kyoiku@gifu-u.ac.jp

岐阜大学地域科学部学務係 chiiki@gifu-u.ac.jp

岐阜大学医学部医学科学務係　　　　　 igakubu@gifu-u.ac.jp

岐阜大学医学部看護学科学務係

岐阜大学工学部学務係 kogaku@gifu-u.ac.jp

岐阜大学応用生物科学部学務係 nogaku@gifu-u.ac.jp

岐阜大学連合大学院連合農学係 renno@gifu-u.ac.jp

岐阜大学連合大学院連合獣医学係 renju@gifu-u.ac.jp

岐阜大学連合大学院連合創薬係 gjme00202@jim.gifu-u.ac.jp

平成25年4月

編集・発行　岐阜大学学術国際部国際企画課留学生支援室

〒501-1193　岐阜市柳戸1番1

Tel:058-293-2137

Fax:058-293-2143

E-mail: direcent@gifu-u.ac.jp